

令和5年度

財政援助団体等監査結果報告書

令和5年10月実施分

砺波市監査委員

財政援助団体等監査結果報告書

1 監査の種類

財政援助団体等監査（砺波市監査基準第4条第1項第6号）

2 監査の対象

- (1) 対象団体 公益社団法人砺波市シルバー人材センター
(財政援助団体、指定管理者)
- 援助状況 補助金 12,458,000 円(砺波市シルバー人材センター運営補助金)
- 指定管理施設 砺波市シルバーワークプラザ
- 所管課 社会福祉課
- (2) 対象団体 社会福祉法人砺波福祉会（指定管理者）
- 指定管理施設 砺波市庄東デイサービスセンター
- 所管課 高齢介護課
- (3) 対象団体 公益財団法人砺波市体育協会
(財政援助団体、出資団体、指定管理者)
- 援助状況 補助金 49,831,312 円（砺波市体育協会活動補助金ほか）
出捐金 110,578,000 円
- 指定管理施設 砺波市砺波体育センター ほか 17 施設
- 所管課 生涯学習・スポーツ課
- (4) 対象団体 特定非営利活動法人SEIBUスポーツクラブ
(財政援助団体、指定管理者)
- 援助状況 補助金 15,000,000 円（砺波市温水プール運営補助金）
- 指定管理施設 砺波市温水プール
- 所管課 生涯学習・スポーツ課

3 監査の範囲

令和4年度における財政援助団体等の出納その他事務の執行

4 監査の着眼点

- (1) 財政援助団体
- ・補助等対象事業は、目的に沿って適切に執行されているか。
 - ・補助金等に係る会計経理は、適正に行われているか。

(2) 指定管理者

- ・施設は関係法令（条例を含む）の定めるところにより適切に管理されているか。
- ・協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。

5 監査の主な実施内容

監査対象となる財政援助団体等の出納その他の事務事業の中から、財務的・行政的観点に基づき提出された監査資料を審査し、関係職員から説明を受けた。

6 監査等の実施場所及び日程

砺波市監査事務局内にて、令和5年9月22日から10月13日までにおいて実施した。

7 監査の結果及び意見

(1) 公益社団法人砺波市シルバー人材センター

事務処理の状況及び経理管理については、おおむね良好に処理されているものと認められたが、次の事項について対応されたい。

ア 市が無償貸与する備品の扱いについては、指定管理の基本協定書に示されているが、その条項によらず廃棄された備品が一部見受けられた。

経年劣化等により使用できず廃棄が必要となる場合は、基本協定書に基づき市と協議し、適正に処理されたい。

(2) 社会福祉法人砺波福祉会

事務処理の状況及び経理管理については、おおむね良好に処理されているものと認められた。

(3) 公益財団法人砺波市体育協会

事務処理の状況及び経理管理については、おおむね良好に処理されているものと認められたが、次の事項について対応されたい。

ア 市が貸与する備品について管理状況を監査したところ、基本協定書に管理備品が示されていない。このため、貸与備品を適正に管理できない状況となっていた。

基本協定書に不備がある場合は、速やかに所管課へ報告し是正を図り、適正な備品管理に努められたい。

(4) 特定非営利活動法人SEIBUスポーツクラブ

事務処理の状況及び経理管理については、おおむね良好に処理されているものと認められたが、次の事項について対応されたい。

ア 市が貸与する備品について管理状況を監査したところ、基本協定書に管理備品が示されていなかった。このため、貸与備品を適正に管理できない状況となっていた。

基本協定書に不備がある場合は、速やかに所管課へ報告し是正を図り、適正な備品管理に努められたい。

イ 支払事務について、業務委託契約書や請求書に記載の支払い期限を過ぎて処理しているものが見受けられた。

支払いについては、期限を遵守し適正に処理されたい。